

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第三十八号

#### 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第七号中「(17)から(63)まで、(65)及び(66)」を「(19)から(65)まで、(68)及び(69)」に改め、同号中(66)を(69)とし、(65)を(68)とし、(68)の前に次のように加える。

(67) 省令第九条の十五の二の規定による病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されていることの認定

第二条の表の第七号中(64)を(66)とし、(63)を(65)とし、(62)を(64)とし、(61)を(63)とし、(60)を(62)とし、(59)を(61)とし、(58)を(60)とし、(57)を(59)とし、(56)を(58)とし、同号(55)中「(21)、(33)、(38)、(40)、(42)、(44)及び(48)」を「(23)、(35)、(40)、(42)、(44)、(46)及び(50)」に改め、同号中(55)を(57)とし、(54)を(56)とし、(53)を(55)とし、(52)を(54)とし、(51)を(53)とし、(50)を(52)とし、(49)を(51)とし、(48)を(50)とし、(47)を(49)とし、(46)を(48)とし、(45)を(47)とし、(44)を(46)とし、(43)を(45)とし、(42)を(44)とし、(41)を(43)とし、(40)を(42)とし、(39)を(41)とし、(38)を(40)とし、(37)を(39)とし、(36)を(38)とし、(35)を(37)とし、(34)を(36)とし、(33)を(35)とし、(32)を(34)とし、(31)を(33)とし、(30)を(32)とし、(29)を(31)とし、(28)を(30)とし、(27)を(29)とし、(26)を(28)とし、(25)を(27)とし、(24)を(26)とし、(23)を(25)とし、(22)を(24)とし、(21)を(23)とし、(20)を(22)とし、(19)を(21)とし、(18)を(20)とし、(17)を(19)とし、同号(16)中「(11)及び(13)」を「(11)から(13)まで及び(15)」に、「(14)」を「(16)」に改め、同号中(16)を(18)とし、(15)を(17)とし、(14)を(16)とし、(13)を(15)とし、(12)を(14)とし、(14)の前に次のように加える。

(12) 法第二十四条の二第一項の規定による病院の開設者に対する措置命令

(13) 法第二十四条の二第二項の規定による病院の開設者に対する業務の停止命令

第二条の表の第七号中「(14)、(15)、(16)」を「(16)、(17)、(18)」に、「及び(14)」を「及び(16)」に、「(17)から(66)まで」を「(19)から(66)まで、(68)及び(69)」に、「(13)まで、(16)から(63)まで、(65)及び(66)」を「(15)まで、(18)から(65)まで及び(67)から(69)まで」に、「及び(12)」を「(14)及び(67)」に改め、同表の第三十五号中「(11)、(13)、(14)、(47)、(50)、(52)、(53)及び(59)」を「(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。